

課題研究【第2分科会】

「不登校対応の課題とスクールソーシャルワーカーの活動」

- 報告者
 - ① 折田 和宙（大田区教育委員会 指導課統括指導主事）
 - 「不登校アクションプランと学びの多様化学校」
 - ② 谷川 由起子（八王子市立高尾山学園内 八王子市教育指導課 統括担当スクールソーシャルワーカー）
 - 「学びの多様化学校との最大限の連携・活用を目指す SSW の活動」

コメンテーター：岩田 美香（法政大学 教授）

企画者：野田 正人（立命館大学 特任教授）

- <趣旨>
- 機会確保法制定後の不登校の急増を受けて、一人一台端末の充実や COCOLO プランの制定、
学びの多様化学校やスペシャルサポートルーム（SSR）の設置推進など、矢継ぎ早に多様な施策が打ち出されている。
- この状況下でスクールソーシャルワーカーの活動は、十分な議論を経ぬまま、結果的に巻き込まれている感じすらうける。
- 本分科会では、教育分野の制度を意識した課題研究の一環として、あらためて不登校をとりあげ、制度と実践上の課題について分析する。

この間の施策

令和元年10月25日

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

令和4年12月6日

「生徒指導提要 改定版」

令和5年3月31日とりまとめ

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策
(COCOLO プラン)」

令和5年11月17日

「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」

大田区不登校児童・生徒支援 及び学びの保障ガイド

本資料について

不登校児童・生徒の要因や状態、ニーズ、求める学びの場は様々であり、1つの支援で解決できるものではありません。児童・生徒一人ひとりに対するアセスメントと支援、そして多様な学びの場の設置を充実することで、全てのこどもたちに学びの保障と社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成することが必要です。

本資料は、御子様の不登校（傾向）にお悩みの保護者様が、現在の御子様の状況に応じた支援機関や学びの保障を行う機関を確認し、連携するための資料として作成したものです。

本資料の構成

- P1 本資料について
- P2 御子様の状態と支援機関 早見表
- P3 御子様の状態と学びの保障 早見表
- P4・5 各機関の概要と連絡先

御子様の状態と支援機関（例） 早見表

本表の使い方

本表左のSTEP1からSTEP 3の順で、本表の下に向かって進むことで御子様の状況に合わせた支援機関を見つけることができます。あくまでも支援機関の目安を示すものであるため、支援機関を限定するものではありません。御子様や保護者様のニーズに応じて、支援機関を選択してください。

STEP1 現状の御子様の状況に一番近い姿を選択し、STEP2に進む	御子様の状況	家でもほとんど自室等から出ず、家族と関わりをもとうとしている。生活リズムも大きく乱れている。	家庭内では安定して過ごしているが、外出は難しい。家族と関わることはできている。	特定の居場所や学びの場には通うことができないが、散歩や買い物などには外出することができる。	登校はできていないが、学校以外の居場所（フレースクール等）には定期的に通っている。	週の約半分を欠席している。または、毎日登校できても、別室や保健室で過ごしている。	週1、2回程度の欠席や遅刻があり、保健室や別室をしばしば利用している。	ほぼ通常登校をしている。
	必要な支援	生活リズムと心の安定が最優先の支援	心の安定を図ることや、外部機関との接点を作る支援	学びの保障や家庭外での安心できる居場所を創る支援	学びの保障の継続と、進路選択に係るケア	学びの保障の継続と、教室復帰を阻む要因の解決	学びの保障の継続と、教室復帰を阻む要因の解決	不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりと個々の児童・生徒のアセスメント
	主な支援機関等	<div style="text-align: center;">在籍校の担任等</div> <div style="text-align: center;">在籍校の養護教諭やスクールカウンセラー</div> <div style="text-align: center;">教育センターの教育相談員や心理相談員、メンタルフレンド等</div> <div style="text-align: center;">VLP（バーチャルラーニングプラットフォーム）内の心理相談員</div> <div style="text-align: center;">教育センターの教育相談員やスクールソーシャルワーカー及び医療機関</div>						

→各機関の概要及び連絡先は、4・5ページ

御子様の状態と学びの保障方法（例） 早見表

本表の使い方

本表左のSTEP1からSTEP3の順で、本表の下に向かって進むことで御子様の状況に合わせた学びの保障を見つけることができます。あくまでも学びの保障の目安を示すものであるため、対応機関を限定するものではありません。御子様や保護者様のニーズに応じて、対応機関を選択してください。

STEP1 現状の御子様の状況に一番近い姿を選択し、STEP2に進む	御子様の状況	家でもほとんど自室等から出ず、家族と関わりをもとうとしている。生活リズムも大きく乱れている。	家庭内では安定して過ごしているが、外出は難しい。家族と関わることはできている。	特定の居場所や学びの場には通うことができないが、散歩や買い物などには外出することができる。	登校はできないが、学校以外の居場所（フリースクール等）には定期的に通っている。	週の約半分を欠席している。または毎日登校できても、別室や保健室で過ごしている。	週1、2回程度の欠席や遅刻がある。保健室や別室をしばしば利用している。	ほぼ通常登校をしている。
	学びの保障方法と対応機関	オンデマンド配信授業の視聴 学習資料等のボスティング	オンライン配信授業の視聴 学習資料等のボスティング	家庭外での居場所（自習スペース）の設置や、任意で参加できる体験活動の開催	個々の児童・生徒の学びの多様性にあった学びの場へ在籍	個々の児童・生徒の学びの多様性にあった在籍校での学びの保障	オンライン授業配信の視聴や別室・放課後登校、担任等の支援による学習の保障	
	学びの場の在り方	当該児童・生徒が学びたい、他者とつながりたいと思ったときに、随時アクセスできるオンライン・オンラインデマンド形式の学びの場	当該児童・生徒が学びたい、他者とつながりたいと思ったときに、随時訪れることができる学びの場	当該児童・生徒が家を出て、学校とは異なる環境で自分の居場所を見つけたい、自分のペースで学びたいと思った時に受け入れてくれる学びの場	当該児童・生徒が在籍校には人間関係等の理由から戻りにくいが、学校に近しい環境・制度で、他者と交流しながら学びを深めたいと思ったときに選択できる学びの場	当該児童・生徒が学びの保障を受けながら、在籍学級への復帰を目指していく学びの場	全ての児童・生徒が安心・安全な環境の中で、個々への資質・能力を伸ばせる学びの場	

→各機関の概要及び連絡先は、4・5ページ

支援機関や学びの保障の対応機関 の概要と連絡先一覧①

スクールカウンセラーとの面談や、別室登校をしたい。

○スクールカウンセラー

御子様のカウンセリング及び保護者への助言が役割です。御子様の状況によっては他の支援機関の御紹介をいたします。

○別室登校

校内に教室とは別の居場所を設定し、自習や教室での授業のオンライン配信の視聴等の学びの保障を行います。

お問い合わせ先
各在籍校の担任、副校長

教育支援センター（つばさ教室）に通ってみたい。見学してみたい。

○教育支援センター（つばさ教室）

心因的理由などで学校に登校できなくなった小学生の児童・中学校の生徒が通う「教室」です。少人数のあたたかい雰囲気の中で、自主学習、体験活動を行うことで、自立心を養い、集団生活への適応力や学校復帰への気力を高めます。

区内在住の小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒が対象です。現在は、池上、蒲田、羽田、大森の4教室が開室しています。

お問い合わせ先

大田区 教育センター教育相談室 03-5748-1201

学校外の相談員や、カウンセラーに相談したい。

○教育相談員

元教員（管理職経験者含む）の相談員が、御子様の状況や保護者の思いを聞き取り、関係機関や在籍校との連携について助言をします。

○教育センター心理相談員

御子様の性格や行動、学校生活、子育て等に関する相談に対応します。

お問い合わせ先

大田区 教育センター教育相談室

03-5748-1201

家庭の状況により御子様が登校し難い状況があり、相談したい。

○教育相談員

元教員（管理職経験者含む）の相談員が、御子様の状況や保護者の思いを聞き取り、関係機関や在籍校との連携について助言をします。

お問い合わせ先

大田区 教育センター教育相談室 03-5748-1201

○スクールソーシャルワーカー

社会福祉に関する専門的な知識及び技術を用いて、家庭や学校だけでは解決が困難な保護者の悩みを聞き取り、解決に向けた支援を行います。

お問い合わせ先

大田区 教育センター教育相談室

スクールソーシャルワーカー 03-6410-4141

※在籍校の担任の先生、副校長先生も窓口になっていただけです。

VLP（バーチャルラーニングプラットフォーム）を利用したい。

○VLP（バーチャルラーニングプラットフォーム）

自宅を出ることが難しい児童・生徒のために、タブレット端末を活用して利用できる仮想空間です。

オンライン授業配信やオンラインドリル学習、相談機関の紹介やカウンセラーとのオンライン面談等の支援、オンラインでの体験活動や進路説明会の周知等のコンテンツを用意いたします。

※令和6年度内の運用開始に向けて現在、準備中です。詳細が決まりましたら、在籍校やつばさ教室等を通じて御家庭にお知らせいたします。

お問い合わせ先

大田区教育委員会指導課担当指導主事 03-5744-1435

学びの多様化学校分教室（みらい学園中等部初等部）に通ってみたい。見学してみたい。

○学びの多様化学校分教室（みらい学園）

不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程の編成を国に認められた学校です。本区では、大森第四小学校を本校とするみらい学園初等部と、御園中学校を本校とするみらい学園中等部を設置しています。

初等部は小学校4年生から6年生、中等部は中学校1年生から3年生を対象とし、少人数での細やかな指導とゆとりある生活時間を特徴としています。

お問い合わせ先

みらい学園 初等部 03-6404-8339

中等部 03-5755-3783

※教育活動の概要や入室までの手続き等について
教育委員会指導課担当指導主事 03-5744-1435

支援機関や学びの保障の対応機関 の概要と連絡先一覧②

中学校を卒業した後に利用できる相談支援・居場所のスペースを知りたい。

○フラットおおた

こども・若者が利用できる、学校でもない第3の居場所スペースです。悩みごとの相談対応や、居場所として立ち寄ることができるオープンスペースがあります。

お問い合わせ先

フラットおおた 03-6451-8433

○中高生ひろば蒲田・羽田

大田区在住の中学生・高校生及び大田区内の中学
校・高校に在籍している方が集まることができ、談
話室等を備え、多様な活動のサポートをしています。

お問い合わせ

中高生ひろば蒲田 03-6715-8308 羽田 03-6423-6285

不登校のこと以外についても、子育て等に
に関する相談をしたい。

○子ども家庭支援センター

こどもと家庭に関するあらゆる相談に応じ
ている施設です。18歳未満のお子さんと
その家族に関すること（こどもが言うこと
を聞かない、こどもをたたいてしまう、育
児の手助けがほしい）など何でもご相談く
ださい。

お問い合わせ先

子ども家庭支援センター 03-5753-7830

ひきこもり状態の改善や、就労に関する相
談をしたい。

○SAPOTA

ひきこもりの悩みをかかえる御本人や御家族
のための無料相談室です。

お問い合わせ先

大田区ひきこもり支援室SAPOTA 03-6459-6715

○JOBOTA

経済的に困り、生活・仕事・住まいのこと
で悩んでいる方のための無料相談窓口です。

お問い合わせ先

大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA
03-6423-0251

不登校のまま中学校を卒業してしまったの
で、中学校での学習内容を学び直ししたい。

○夜間学級

義務教育を修了していても諸事情により
中学校で十分に学べなかった方も、夜間学
級に在籍できる場合があります。夜間学級
へ入級を希望する場合は、下のお問い合わせ
先にご相談ください。

お問い合わせ先

教育委員会学務課学事係 03-5744-1429

フリースクール等の利用について支援があ
るか知りたい。

○【東京都事業】フリースクール等の利用者等支援
事業（助成金）

フリースクール等に通う不登校状態の児童・生徒
に対する利用料の助成事業が令和6年度から実施と
なります。

※大田区の事業ではなく、東京都の事業です。

※詳細が明らかになりましたら、在籍校を通じてお
知らせいたします。

お問い合わせ先

東京都子供政策連携企画室調整部企画調整課

03-5388-3817

大田区教育委員会指導課担当指導主事 03-5744-1435

大田区不登校対策アクションプラン

(令和6年度～令和10年度)



令和6年4月
大田区教育委員会
20240417版

はじめに

令和4年度の児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（以下、問行調査）における本区の不登校児童・生徒数は小学校540人、中学校で743人であり、これらの児童・生徒の学びの保障と社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成が喫緊の課題となっています

本区では、不登校児童・生徒が増加している理由について、学業に対する不安や友人との人間関係等、様々な要因により教室に入りたくても入ることができない児童・生徒が増加していることが大きな理由であると考えます。

不登校児童・生徒の要因や状態、ニーズ、求める学びの場は様々であり、1つの支援で解決できるものではありません。児童・生徒一人ひとりに対するアセスメントと支援、そして多様な学びの場の設置を充実することで、全ての子どもたちに学びの保障と社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成することが必要です。

本アクションプランは、今後5年間をかけて、専門的な指導・相談を受けていない児童・生徒を0にすること、多様な学びの場の設置を一層推進すること等を達成目標として、次の3つの取組を柱とした不登校対策を取りまとめたものです。

○大田区の不登校対策3つの取組

学校の取組

「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てる、魅力ある学校を創ります」

教育委員会の取組

「不登校児童・生徒一人ひとりの状況とニーズを組織的に把握し、最適な相談・支援につなげます」

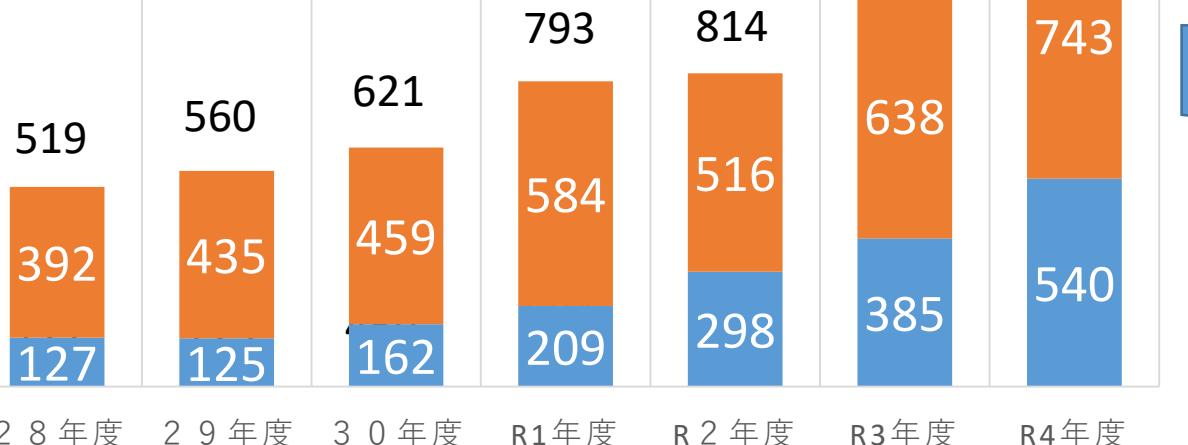
教育委員会以外の区の取組

「様々な支援ニーズをもつ不登校児童・生徒が義務教育中、義務教育後も社会とつながる機会を確保します」

本区の不登校の現状

区立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

■ 小学校 不登校者数（人） ■ 中学校 不登校者数（人）



不登校児童・生徒の出現率は、国や東京都と同様で、また増加傾向にあることも同様である。中学校や小学校（特に高学年）の不登校児童の増加率が高い。

小学校高学年児童から中学生を対象とした登校支援・学びの場の提供が喫緊の課題

令和10年度 達成目標 1

- 別室登校（校内教育支援センター）の設置率100%
- 学びの多様化学校分教室（初等部・中等部）の運用、成果の普及・還元、人的配置
- 学びの多様化学校（学校型）設置に向けた実施設計・実施計画の推進

学校内外で専門的な相談・指導を受けている不登校児童・生徒数は増加しているが、不登校児童・生徒数に対する割合では、東京都（27.3%）や国（38.2%）に比べて、本区（16.1%）の割合は低い。

本区の強みを生かした不登校対策の推進

令和10年度 達成目標 2

- 学校内外で専門的な相談・指導を受けている不登校児童・生徒
- 学校外の機関に繋がっていない児童・生徒のうちスクールカウンセラーとも繋がっていない不登校児童・生徒 0人 2

不登校児童・生徒の専門機関とのつながり

不登校児童・生徒数

令和3年度	令和4年度
1,023人	1,283人

学校内外で専門的な相談・指導等を受けている人数

令和3年度	令和4年度
856人	1,076人

学校外の機関で専門的な相談・指導等を受けている人数

令和3年度	令和4年度
486人	596人

学校内で養護教諭やスクールカウンセラーに相談・指導等を受けている人数

令和3年度	令和4年度
370人	687人

学校内でスクールカウンセラーに相談・指導等を受けている人数

令和3年度	令和4年度
218人	637人

学校内でスクールカウンセラーに相談・指導等を受けていない人数

令和3年度	令和4年度
152人	50人

学校内外で専門的な相談・指導等を受けない人数

令和3年度	令和4年度
167人	207人

担任等（スクールカウンセラーや養護教諭以外）の教職員の相談・指導を受けている人数

令和3年度	令和4年度
140人	176人

教育機関・相談機関等との相談・指導等を一切受けていない

令和3年度	令和4年度
27人	31人

本区の不登校の現状 不登校の要因

本区小・中学校に対する調査 調査年度：令和4年度 ※複数回答可

区分	小学校	中学校	計
学校に係る状況	R4	R4	R4
	いじめ 1	3	4
	いじめを除く友人関係をめぐる問題 70	112	182
	教職員との関係をめぐる問題 26	11	37
	学業の不振 47	93	140
	進路に係る不安 2	24	26
	クラブ活動、部活動等への不適応 0	5	5
	学校のきまり等をめぐる問題 5	9	14
家庭に係る状況	入学、転編入学、進級時の不適応 15	63	78
	家庭の生活環境の急激な変化 19	26	45
	親子の関わり方 128	76	204
本人に係る状況	家庭内の不和 13	28	41
	生活リズムの乱れ、あそび、非行 74	98	172
上に該当なし	無気力、不安 255	413	668
計	19	10	29
	674	971	1645

【上記 区分について】

*学校に係る状況

- ① いじめ・・・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの
- ② いじめを除く友人関係をめぐる問題・・仲違い等
- ③ 教職員との関係をめぐる問題・・・教職員の強い叱責、注意等
- ④ 学業の不振・・・・成績の不振、授業が分かららない、試験が嫌い等
- ⑤ 進路にかかる不安・・・・将来の進路希望が定まらない等

*家庭に係る状況・・・家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等

*本人に係る状況・・・生活リズムの乱れ、遊び、非行、無気力、不安

小学校・中学校共に、無気力・不安が不登校の要因の1位である。しかし、無気力・不安となる背景には学習に関する不安や教職員や友人との人間関係等がある可能性があり、児童・生徒一人ひとりの不登校の要因を詳しく分析する必要がある。

不登校の要因から見える今後の登校支援施策の方向

- ・不登校児童・生徒や、学校を休みがちになつた児童・生徒の悩みや不安を明らかにし、早期支援に着手するためのアセスメントの実施

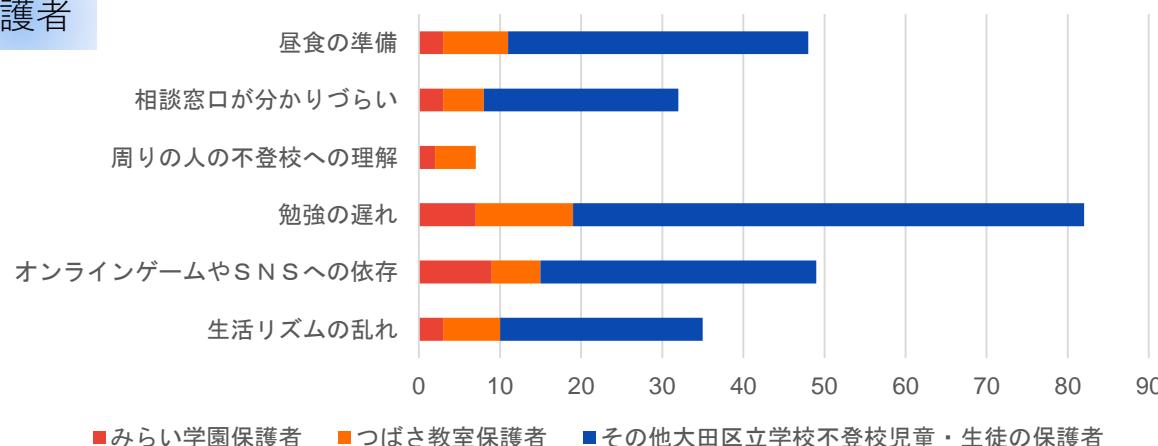
本区の不登校の現状 当事者の声

○不登校児童・生徒に対するアンケート 「今 困っていること」

児童・生徒本人



保護者



不登校の当事者である児童・生徒、保護者共に「学び」に関する悩みが1番に挙げられている。

悩みとして、児童・生徒本人、保護者ともに「生活習慣の乱れ（児童・生徒本人：2位、保護者4位）」「SNS・ゲーム依存（児童・生徒本人：4位、保護者：2位）」を上位に挙げている。

当事者の声から見える今後の登校支援施策の方向

- 多様なニーズに応える学びの場の整備
- 不登校期間の生活指導や支援等、当事者の様々な相談に対応する窓口の創設

2023年6月から7月までに実施

対象：御園中学校分教室みらい学園中等部（卒業生、在校生、保護者）
：つばさ教室（利用児童・生徒 保護者）
：その他大田区立学校（不登校児童・生徒 保護者）

方法：オンライン又は紙媒体によるアンケートを実施

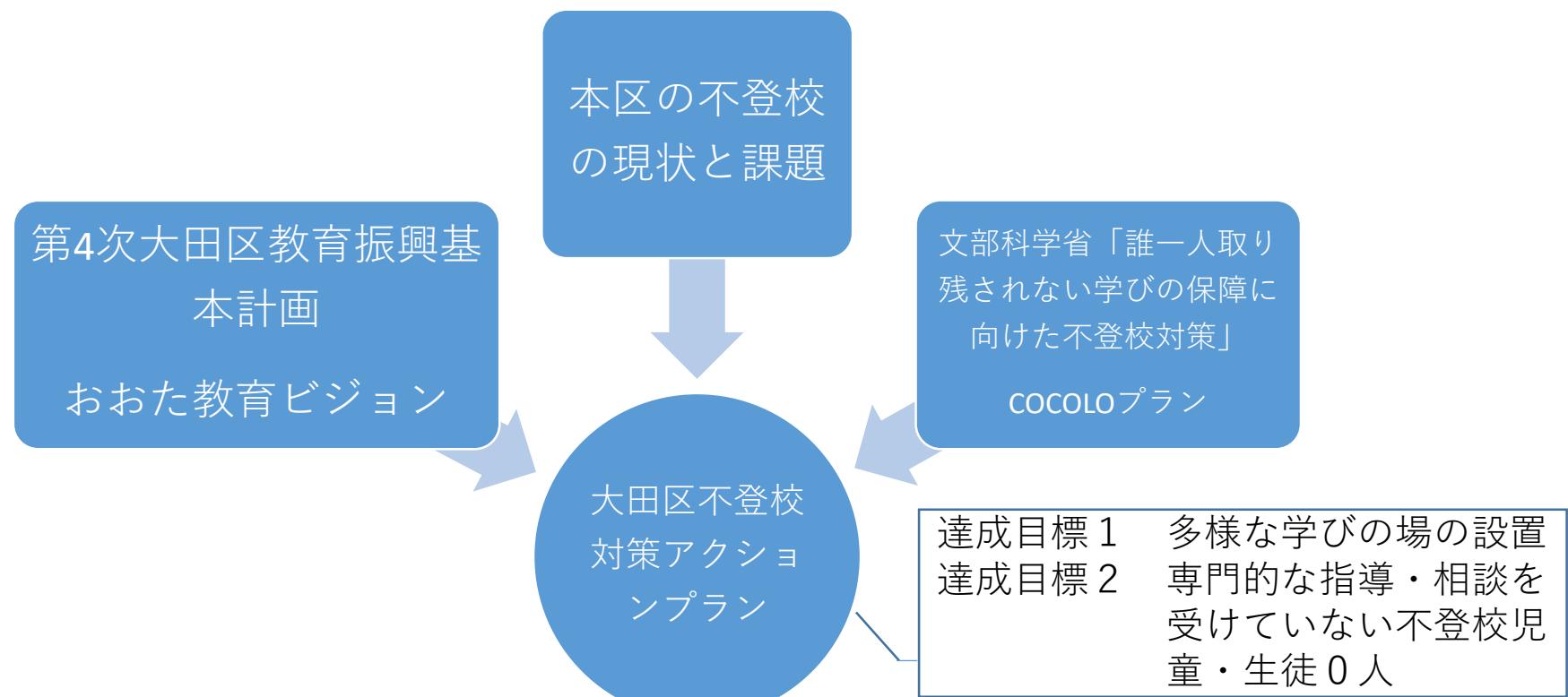
※複数回答可 ※数値は回答中の割合を示す

大田区不登校対策アクションプランの位置付け

令和2年度に改定した「大田区立学校における不登校対策要綱」に基づき、不登校児童・生徒の増加やいわゆる「教育機会確保法」の施行等、不登校を取り巻く状況の変化に対応し、不登校対策の更なる充実を図るため、具体的な行動計画を定めた。

計画期間

第4期大田区教育振興基本計画である「おおた教育ビジョン」との整合性を図るため、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間を計画期間とする。



不登校児童・生徒の状況に応じた主な支援機関

児童・生徒の状況	必要な支援・学びの場	主な支援機関		
		令和5年度～	令和10年度～	令和12年度～
家でもほとんど自室等から出ず、家族と関わりをもとうとしない。生活リズムも大きく乱れている。	生活リズムを整えるとともに、心の安定や、家族を含めた他者との関わりをつくる支援		子ども家庭支援センター	
家庭内では安定して過ごしているが、外出は難しい。家族と関わることはできている。	心の安定を図ることや、外部機関との接点を作る支援		スクールソーシャルワーカー	
特定の居場所や学びの場には通うことができないが、散歩や買い物などには外出することができる。	学びの保障や家庭外での安心でできる居場所を創る支援	VLP（バーチャルラーニングプラットフォーム）	メンタルフレンド	
登校はできていないが、学校以外の居場所（つばさ教室、フリースクール等）には定期的に通っている。	学びの保障の継続と、進路選択に係るケア		大田区立図書館	
週の約半分を欠席している。または、毎日登校できっていても、別室や保健室で過ごしている。	学びの保障の継続と、教室復帰を阻む要因の解決	学びの多様化学校（分教室）	学びの多様化学校（みらい学園） ※分教室の在り方については今後検討	
週1、2回程度の欠席や遅刻があり、保健室や別室をしばしば利用している。	学びの保障の継続と、教室復帰を阻む要因の解決	つばさ教室	教育支援センター（つばさ教室 池上・蒲田・大森・羽田・調布の5か所）	
ほぼ通常登校をしている。	不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりと個々の児童・生徒のアセスメント	校内教育支援センター（別室登校）	校内教育支援センター	
		登校支援員 スクールカウンセラー		
		在籍校担任 養護教諭等		

ライブ配信及び
オンデマンド配信の授業を提供するとともに、
いつでもカウンセラーに相談できる体制を整備

不登校児童・生徒向け個別学習スペースを整備し、利用情報を学校と共有

全区立学校に別室登校の環境・人員を整備し、教育支援センターとして運用
※自校以外の教室利用も可
※小学校1年生から利用可

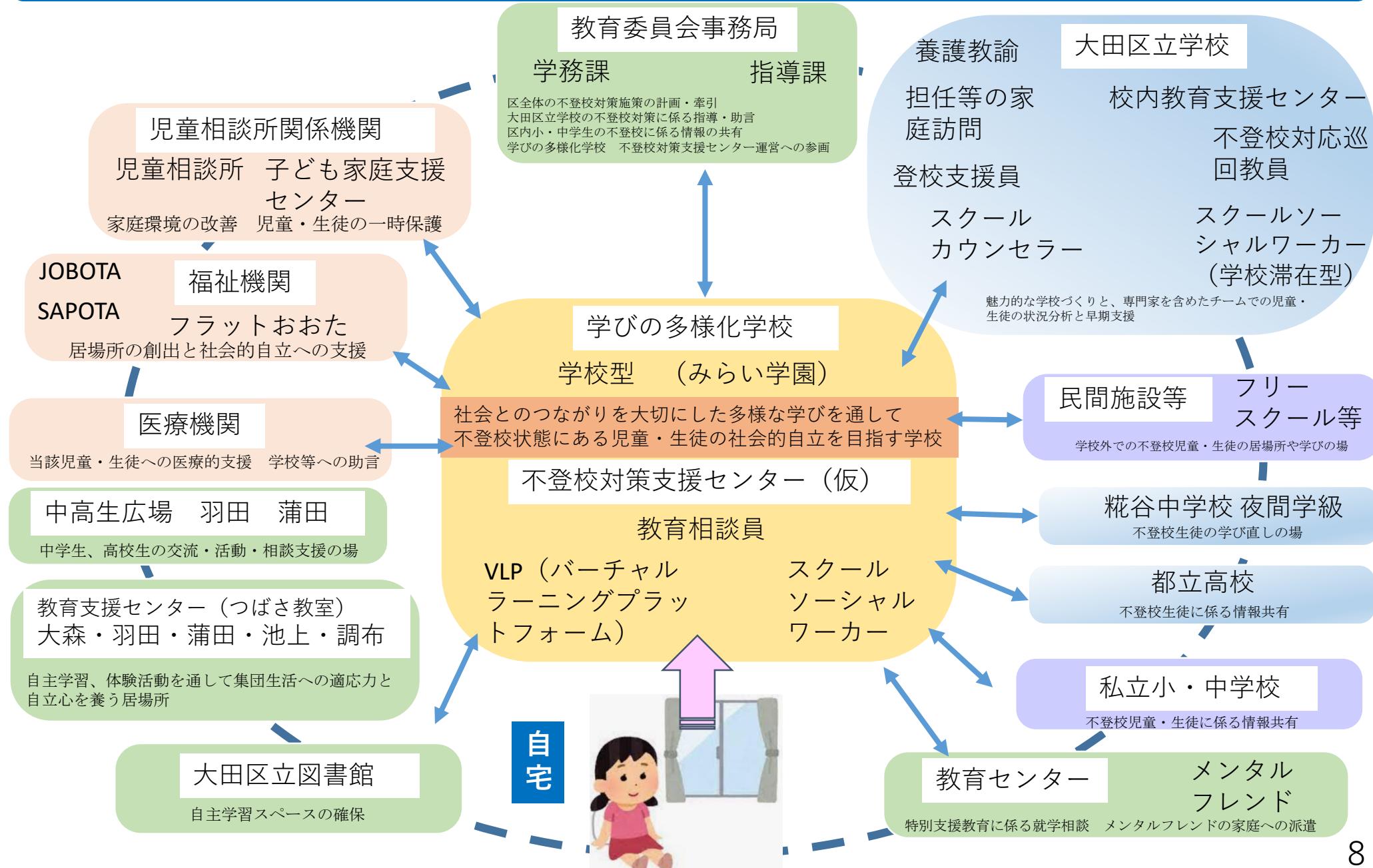
不登校に係る児童・生徒の状態と支援・学びの場

児童・生徒の状況	家でもほとんど自室等から出ず、家族と関わりを持つとうとしない。生活リズムも大きく乱れている。	家庭内では安定して過ごしているが、外出は難しい。家族と関わることはできている。	特定の居場所や学びの場には通うことができないが、散歩や買い物などには外出することができる。	登校はできっていないが、学校以外の居場所（フリースクール等）には定期的に通っている。	週の約半分を欠席している。または、毎日登校できても、別室や保健室で過ごしている。	週1、2回程度の欠席や遅刻があり、保健室や別室をしばしば利用している。	ほぼ通常登校をしている。
必要な支援	生活リズムと心の安定が最優先の支援	心の安定を図ることや、外部機関との接点を作る支援	学びの保障や家庭外での安心できる居場所を創る支援	学びの保障の継続と、進路選択に係るケア	学びの保障の継続と、教室復帰を阻む要因の解決	学びの保障の継続と、教室復帰を阻む要因の解決	不登校の未然防止の魅力ある学校づくりと個々の児童・生徒のアセスメント
学びの保障方法と対応機関	オンデマンド配信授業の視聴 学習資料等のポスティング	オンライン配信授業の視聴 学習資料等のポスティング	家庭外での居場所（自習スペース）の設置や、任意で参加できる体験活動の開催	個々の児童・生徒の学びの多様性にあった学びの場への在籍	個々の児童・生徒の学びの多様性にあった在籍校での学びの保障	オンライン授業配信の視聴や別室・放課後登校、担任等の支援による学習の保障	<p style="text-align: center;">在籍校担任等</p> <p style="text-align: center;">校内教育支援センター</p> <p style="text-align: center;">教育支援センター（つばさ教室）</p> <p style="text-align: center;">大田区立図書館</p> <p style="text-align: center;">学びの多様化学校（学校型）</p> <p style="text-align: center;">VLP（バーチャルラーニングプラットフォーム）</p>
学びの場の在り方	当該児童・生徒が学びたい、他者とつながりたいと思ったときに、随時アクセスできるオンライン・オンラインデマンド形式の学びの場	当該児童・生徒が学びたい、他者とつながりたいと思ったときに、随時訪れることができる学びの場	当該児童・生徒が家を出て、学校とは異なる環境で自分の居場所を見つけたい、自分のペースで学びたいと思った時に受け入れてくれる学びの場	当該児童・生徒が在籍校には人間関係等の理由から戻りにくいが、学校に近しい環境・制度で、他者と交流しながら学びを深めたいと思ったときに選択できる学びの場	当該児童・生徒が学びの保障を受けながら、在籍学級への復帰を目指していくる学びの場	全ての児童・生徒が安心・安全な環境の中で、個々の資質・能力を伸ばせる学びの場	

不登校児童・生徒と必要な支援を左表のとおり整理し、それの状態にあつた学びの場を設置・運用を行う。

支援対象の児童・生徒の一部重複を設けることで、誰一人取り残さない支援体制の構築を行う。

大田区不登校対策アクションプランが目指す令和12年の支援イメージ



令和12年の開校予定の学びの多様化学校の基本構想

社会とのつながりを大切にした多様な学びを通して

不登校状態にある児童・生徒の社会的自立を目指す学校

現在の学びの場になじめず不登校（不登校傾向を含む）状態にある児童・生徒が、自らの生き方を主体的・肯定的に捉え、社会とつながり、自立するための資質・能力を身に付けることができる新たな学びの場となることを目指します。

併せて、不登校施策のセンター的・パイロット的機能の役割を果たすため、「**教育機能（学校）**」に加え「**相談機能（（仮称）不登校対策支援センター）**」を備えた複合施設として整備します。

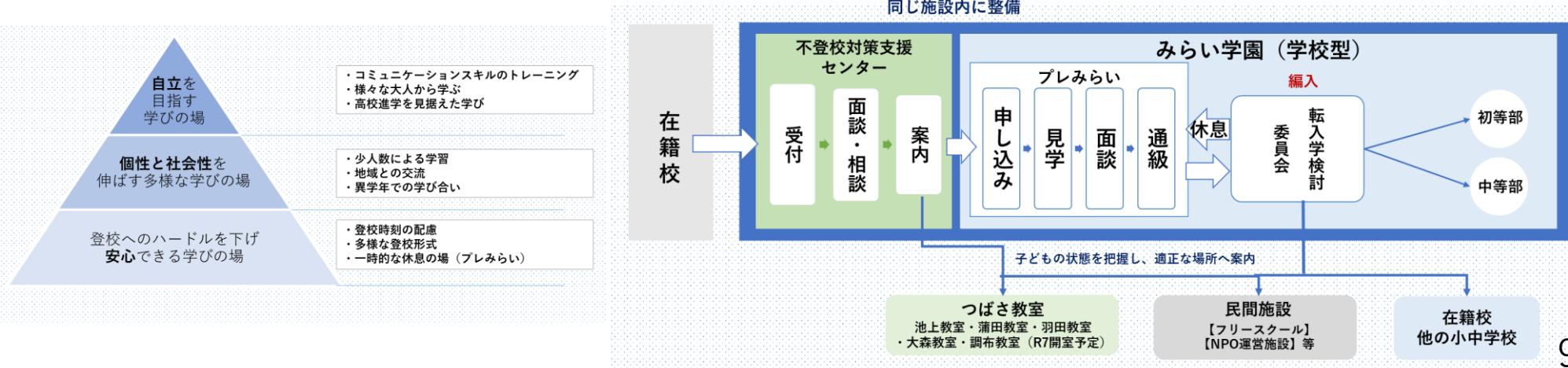
※センター的機能：大田区における不登校児童・生徒の情報を集約し、不登校施策の中心的な役割を果たしていく機能

※パイロット的機能：学びの多様化学校として先進的な取組を行い、効果的なものを他の区立学校へ還元していく機能

（1）児童・生徒が明日も来たくなる新たな学びの場（教育機能）

（2）不登校児童・生徒一人一人にふさわしい学びの場を案内する施設（相談機能）

（3）地域とともにある施設



大田区不登校対策アクションプランが目指す不登校対策3つの取組

1 学校の取組

「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てる、魅力ある学校を創ります」

- 校内の組織体制の整備・強化
- 「居場所づくり」「きずなづくり」による不登校の未然防止・早期支援の充実
- 個に応じた支援と学びの場の設定

2 教育委員会の取組

「不登校児童・生徒一人ひとりの状況とニーズを組織的に把握し、最適な相談・支援につなげます」

- 教職員の資質・能力の向上、確保
- 学びの場、居場所の確保、創出
- 不登校児童・生徒及び保護者、学校への直接的な支援
- 不登校児童・生徒及び保護者の総合的な相談窓口の設置準備

3 教育委員会以外の区の取組

「包括的支援体制の構築と居場所の創出により、様々な支援ニーズをもつ不登校児童・生徒が義務教育中、義務教育後も社会とつながる機会を確保します」

- 不登校児童・生徒情報の一元化
- 大田区ひきこもり支援室SAPOTA、フラットおおた、区立中学校、教育委員会等による中学校卒業後の支援継続のための連絡会を実施する。

1 学校の取組（新規）

「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てる、魅力ある学校を創ります」

○校内の組織体制の整備・強化

- ▶ 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）
- ▶ 「チーム学校」による早期支援着手のためのアセスメント体制の強化（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を發揮して連携する。）
- ▶ 不登校対応巡回教員を活用した組織的な支援体制の整備（中学校不登校対応巡回教員巡回拠点校及び巡回校を巡回し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言等により、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援し、組織体制の整備・強化を図る。）
- ▶ 学ぶ場所、時間を問わない、全ての児童・生徒への学びの保障

○「居場所づくり」「きずなづくり」による不登校の未然防止・早期支援の充実

- ▶ 全ての児童・生徒が学び合い、自己肯定感を高められる学級・学校づくり
- ▶ 養護教諭やスクールカウンセラー等を活用した心の健康の保持に係る教育の実施
- ▶ 児童・生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進

○個に応じた支援と学びの場の設定

- ▶ 校内教育支援センターとの連携
- ▶ 児童・生徒用タブレット端末等を活用したこどもたち一人一人の学習進度や興味・関心等に応じた指導など、一方通行型でない学び（こどもたちの特性に合った柔軟な学び）を実現

2 教育委員会の取組（新規）

「不登校児童・生徒一人ひとりの状況とニーズを組織的に把握し、最適な相談・支援につなげます」

○教職員の資質・能力の向上、確保

- ▶学校の風土を「見える化」(風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示)
- ▶学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（こどもたちの特性に合った柔軟な学びを実現）
- ▶教員による児童・生徒に対するハラスメントの防止
- ▶いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底

○学びの場・居場所の確保、創出

- ▶多様な学びの場、居場所の確保（学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）
- ▶校内教育支援センターの設置（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- ▶学びの多様化学校の設置促進（本校開設の準備）
- ▶大田区ひきこもり支援室SAPOTA、フラットおおた、図書館を活用した早期支援、居場所の創出（福祉部局等と教育委員会の連携を強化する。）
- ▶特別支援教室等の指導経験がある職員の校内教育支援センターや教育支援センター（つばさ教室）への配置
- ▶快適で温かみのある学校環境整備

○不登校児童・生徒及び保護者、学校への直接的な支援

- ▶一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口（不登校対策支援センター）整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

3 教育委員会以外の区の取組（新規）

「包括的支援体制の構築と居場所の創出により、様々な支援ニーズをもつ不登校児童・生徒が義務教育中、義務教育後も社会とつながる機会を確保します」

○不登校児童・生徒情報の一元化と関係機関をつなぐネットワークの構築

▶教育センター、子ども家庭支援センター、障がい者総合サポートセンター、指導課等がもつ不登校児童・生徒情報の一元化と連絡会を実施する。

○義務教育後の支援等

▶大田区ひきこもり支援室SAPOTA、区立中学校、教育委員会等による中学校卒業後の支援継続のための連絡会を実施する。

アクションプラン
に基づく具体的な
事業と計画

1 学校の取組

事業名	事業内容及びスケジュール（年度）					
校内の組織体制の整備・強化	不登校対策を推進する担当の指名	<p>中学校においては、校長が正規教員の中から不登校対策を推進する「登校支援コーディネーター」を指名する。「登校支援コーディネーター」は、「不登校対策事業実施要領」に定める業務を行い、学校において不登校対策の中心的な役割を担う。</p> <p>小学校においては、校長が「不登校対策推進担当」を指名する。「不登校対策推進担当」は、「登校支援コーディネーター」に準じた業務を行う。</p>				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	
	「登校支援員」の活用	<p>学級担任や「登校支援コーディネーター」「不登校対策推進担当」と連携し、不登校対策委員会での検討のもと、不登校児童・生徒の家庭から学校への登校の支援を行う。必要な場合は、登校後の別室対応（話し相手、自主学習の見守り等）及び家庭への送りを行う。</p>				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	
	「不登校対策委員会」の実施	<p>不登校児童・生徒の状況について定期的に話し合う「不登校対策委員会」を実施し、それぞれの役割や関わりを確認するとともに情報交換を行い、不登校（傾向）の児童・生徒の状況を分析し、支援方法の検討、調整を行う。また、関係機関や専門家、地域の人材を積極的に招聘し、協働的に対応できる体制を確立する。</p>				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	

1 学校の取組②

事業名

事業内容及びスケジュール（年度）

不登校の未然防止・早期支援の充実

「不登校対策年間計画」の作成	<p>「居場所づくり（教職員が主導して、学校や学級を全ての児童・生徒にとって落ち着ける場所にすること）」と「きずなづくり（児童・生徒が主体となり、日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認められる場や機会があること）」を位置付けた「不登校対策年間計画」を作成し、計画に基づいた教育活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th><th>9年度</th><th>10年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡充</td><td>→評価・見直し</td><td></td><td></td><td>→継続</td></tr> </tbody> </table>					令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	拡充	→評価・見直し			→継続
令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度											
拡充	→評価・見直し			→継続											
<p>児童・生徒の学級内における満足度を把握し、安心して楽しく学校に通うことができるようにするための指導に生かす。結果の分析結果をもとに、学級に対する指導や児童・生徒への個別の指導を行い、不登校の未然防止に活用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th><th>9年度</th><th>10年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡充</td><td>→評価・見直し</td><td></td><td></td><td>→継続</td></tr> </tbody> </table>					令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	拡充	→評価・見直し			→継続	
令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度											
拡充	→評価・見直し			→継続											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th><th>9年度</th><th>10年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡充</td><td>→評価・見直し</td><td></td><td></td><td>→継続</td></tr> </tbody> </table>					令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	拡充	→評価・見直し			→継続	
令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度											
拡充	→評価・見直し			→継続											

1 学校の取組③

事業名

事業内容及びスケジュール（年度）

個に応じた支援	「個別適応計画書」の作成	不登校児童・生徒の状況把握と今後の支援計画として「個別適応計画書」を作成し、教育センターと連携しながら不登校の解消に努める。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	関係機関との連携	不登校児童・生徒及びその保護者をケアし、支えるためにスクールカウンセラーや子ども家庭支援センター等の関係機関と早期から連携する。また、連携が取りにくい家庭には地域とも連携する必要があり、民生委員（児童委員）と情報共有するなど、社会総がかりでの支援を行う。学校は必要に応じて「不登校対策委員会」に関係機関を招聘し、協働的に対応する。児童・生徒や保護者に関係機関の利用を積極的に促す。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	日常的な居場所から教室復帰へ	不登校の初期や、段階的な復帰時等に児童・生徒が選択的に居場所とできるスペースの確保及び人員の配置に努める。また、いじめや教員による不適切な言動や指導等が原因で不登校となっている場合には、その原因に対して毅然とした対応をとり、児童・生徒又はその保護者の希望により、十分な教育的配慮のうえ、学級替えを柔軟に検討する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	不登校児童・生徒の出席の取扱いに関する判断	不登校児童・生徒の出席については、「大田区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いガイドライン（改訂版）」に基づき、校長が妥当だと判断した場合については出席として取扱う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	校種間の連携による情報の確実な引継ぎ	不登校児童・生徒に対し、発達の段階を捉えた切れ目のない支援を行うため、入学や進学、転学時の情報交換を活用し、連携した対応を行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続

1 学校の取組（新規）①

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
校内の組織体制の整備・強化	1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進	学習者用タブレット端末を活用した「いじめに関するアンケート」にメンタルヘルスに関する内容を加え、各学期に1回以上実施するとともにアンケートを簡便に集計できるツールを導入する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	「チーム学校」による早期支援	教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を發揮して連携する不登校の未然防止・早期支援体制を構築する。「個別適応計画書」を作成対象となった児童・生徒を速やかにスクールカウンセラー又は外部専門機関の支援につなげるとともに不登校対策委員会で当該児童・生徒の状況をアセスメント（分析）し、支援方法の検討を行う。				
不登校対応巡回教員を活用した組織的な支援体制の整備		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
		中学校不登校対応巡回教員を活用し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言や他校での支援事例の共有、不登校児童・生徒のアセスメントの充実等により、校内における組織的な支援体制の整備・強化を図る。				
学ぶ場所、時間を問わない、全ての児童・生徒への学びの保障	不登校又は不登校傾向にある児童・生徒については、タブレット端末を使用したオンラインでの授業の配信を行う。また、配信内容の録画と配信によるオンデマンド型の学びの保障に取り組む。					
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続

1 学校の取組（新規）②

事業名

事業内容及びスケジュール（年度）

「居場所づくり」「きずなづくり」による 不登校の未然防止・早期支援の充実	<p>全ての児童・生徒が学び合い、自己肯定感を高められる学級・学校づくり</p> <p>養護教諭やスクールカウンセラー等を活用した心の健康の保持に係る教育の実施 (SOSの出し方の教育の充実)</p> <p>児童・生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進</p>	ICTの活用や学習形態の工夫により、全ての授業において、児童・生徒が主体となり、協働的に課題解決に取り組む授業へと質的転換を図る。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
		児童・生徒本人が様々なストレスやその解消方法、自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出せるよう養護教諭やSC等を活用した心の健康の保持に係る教育を実施する。また、教育センターの教育相談や、フラットおおた、SAPOTA等の学校外の相談機関についてもSOSの発信先として児童・生徒に周知する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
		学校のきまり（いわゆる校則）の見直しの過程に児童・生徒自身が参画し、また社会情勢に即したきまりを学校HPで公表することを通して、学校の風土の「見える化」を推進し、学校をみんなが安心して学べる場所とする。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続

1 学校の取組（新規）③

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
「居場所づくり」 「不登校の未然防止」 「きずなづくり」 「早期支援の充実」 による	校内教育支援センターとの連携	校内教育支援センター配置職員と担任等の情報連携を密に行い、利用児童・生徒を自分のクラス等のオンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映される体制を整える。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
		児童・生徒用タブレット端末等を活用したこどもたち一人ひとりの学習進度や興味・関心等に応じた指導など、一方通行型でない学び（こどもたちの特性に合った柔軟な学び）の実現				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続

2 教育委員会の取組

事業名	事業内容及びスケジュール（年度）				
教員の資質・能力の向上	研修の実施	各種調査の分析方法の研修や実際の結果を分析する研修を実施し、校内におけるアセスメントの向上を図る。また、教育相談研修、「登校支援コーディネーター」や「不登校対策推進担当」に対する研修等において不登校対策に関する専門的な講義を行い、教員の資質・能力の向上を図る。			
		令和6年度	7年度	8年度	9年度
	「連絡協議会」の実施	拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施
	本区の不登校対策事業の説明や各校の不登校の現状や取組について情報交換を行う「連絡協議会」を実施し、効果的・先進的な取組の普及を図る。				
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	
	「登校支援アドバイザー」の派遣	継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施
	教育委員会及び教育センターの担当職員と連携・協力し、個々の不登校児童・生徒への効果的な対応への助言を行うための職として、専門家に「登校支援アドバイザー」を委嘱し、学校の要請に応じて派遣する。				
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	
	継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	
	10年度	継続	10年度	継続	

2 教育委員会の取組②

事業名	事業内容及びスケジュール（年度）					
居場所の確保	日常的な居場所から教室復帰へ	不登校の初期や、段階的な復帰時等に児童・生徒が選択的に居場所とできるスペースの確保及び人員の配置を学校が行うに際し、必要な措置の実施に努める。また、いじめや教員による不適切な言動や指導等が原因で不登校となっている場合には、その原因に対して毅然とした対応をとり、児童・生徒又はその保護者の希望により、十分な教育的配慮のうえ、転校の相談に応じる。				
	教育支援センター（つばさ教室）における支援	令和6年度 拡充	7年度 →	8年度 評価・見直し	9年度 見直しに基づく実施	10年度 継続
	「学びの多様化学校」の設置に向けた準備	学校外における適応支援・指導のため教育支援センター（つばさ教室）を新たに調布地区に開室し、心因的理由等で不登校児童・生徒の居場所の1つとして位置付け、段階的に学校復帰への援助を行う。教育支援センターの担当者は、児童・生徒の在籍校と連絡を密にし、情報共有を行うとともに、必要に応じて学校を訪問し、教職員に助言を行う。また、令和12年度を目途とした、校内教育支援センターの各校設置に向けた準備を推進する。				
	「学びの多様化学校」の設置に向けた準備	令和6年度 拡充	7年度 →	8年度 評価・見直し	9年度 見直しに基づく実施	10年度 継続
	「学びの多様化学校」の設置に向けた準備	学校教育法施行規則第56条に基づき、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することのできる「学びの多様化学校（分教室型）」の充実を図るとともに、令和12年度を目途として、「学びの多様化学校（学校型）」の設置に向けた準備を行う。				
	「学びの多様化学校」の設置に向けた準備	令和6年度 拡充	7年度 →	8年度 評価・見直し	9年度 見直しに基づく実施	10年度 継続

2 教育委員会の取組③

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
学習支援	学習支援の充実	不登校児童・生徒に対し学習の機会を保障するために、各種関係機関との連携やICT等を活用した学習支援の整備を行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
人との充実支援	「登校支援コーディネーター軽減講師」の配置	不登校児童・生徒に対し、学校が個に応じた指導を行えるよう、各校の人的支援を充実させる。「登校支援コーディネーター」の負担軽減を目的に、軽減講師を配置する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
との民間連携	「学校外の民間施設」との連絡会の実施	社会的自立に向けた支援の視点から、フリースクール等の「学校外の民間施設」との連携を図るため、定期的に連絡会を開催する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
直接的な働きかけ	教育相談の充実	不登校児童・生徒自身や、その保護者・家庭を支援し、個々の状況に適切な対応を行うために、教育センター所属の教育相談員による教育相談の場を設ける。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	スクールソーシャルワーカーの活用	家庭に係る状況等で登校できない児童・生徒に対し、家庭訪問等を行い、当該児童・生徒及び保護者の支援を行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	「メンタルフレンド」の派遣	不登校児童・生徒の心の拠り所として、在籍校や家庭と連携し、「メンタルフレンド」を家庭及び教育支援センター（つばさ教室）に派遣する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続

2 教育委員会の取組（新規）①

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
教員の資質・能力の向上	学校の風土を「見える化」	学校風土等を把握・周知するためのツールを全校へ周知し、活用を推進する。学校評価の仕組みを活用して、児童・生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気を把握し、学校運営の改善を促す。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善	児童・生徒の学力、体力調査の結果及び学級満足度調査の結果をクロス集計する。集計結果を分析し、指導力の高い教員のもつ資質の構成要素から、教員の授業力構成要素を定義して全校への周知するとともに、指導訪問や年次研修、授業改善セミナーの取組を通して授業改善を図る。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
教員による児童・生徒に対するハラスメントの防止	「教員による児童・生徒へのハラスメントに対策に関する指針（仮称）」の策定と周知、研修の実施を行う。教員の不適切な指導等による児童・生徒の不登校の未然防止の徹底を図るとともに、児童・生徒の救済を最優先とする対応体制の構築を図る。					
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施				→ 継続
いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底	大田区いじめ防止基本方針等に基づき、いじめや校内暴力等の問題行動の発生の際には直ちに学校と連携し、教育的配慮の下、毅然とした対応の徹底を図るとともに、犯罪行為があった場合は警察に相談・通報のうえ被害児童・生徒の安心。安全な学校生活の回復に努める。					
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
「不登校対応巡回教員」の配置	区立中学校を6地区に分割し、各地区の拠点校に「不登校対応巡回教員」を配置する。巡回教員は、各地区の中学校を週1回程度巡回し、ケース会議への参加や別室指導の支援、他校での不登校生徒への効果的な対応の情報共有等を行い、区立中学校全体の不登校生徒への支援の質的向上に努める。					
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施				→ 継続

2 教育委員会の取組（新規）②

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
居 場 所 の 確 保	大田区ひきこもり支援室SAPOTA、フラットおおた、図書館を活用した居場所や相談窓口の確保	大田区ひきこもり支援室SAPOTAやフラットおおたの周知や連携による、ひきこもり状態の児童・生徒に係る情報共有や学校と連携した支援体制の構築を行う。また、各大田区立図書館に不登校児童・生徒が利用できる学習スペースを設け、新たな居場所を創出する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
特別支援教室等の指導経験がある職員の校内教育支援センター等への配置		特別支援教育の専門性をもつ教職員を校内教育支援センターや学びの多様化学校に配置することで、発達障害的要因に起因する不登校児童・生徒の支援の充実を図る。				
		7年度	8年度	9年度	10年度	
		実施	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
快適で温かみのある学校環境整備		木材の利用やゆとりある教室環境の実現等、温もりと開放感のある室内環境と、児童・生徒の多様なニーズに対応できる多様な学びの場の設定を可能とする教育環境の整備を推進する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→			継続

2 教育委員会の取組（新規）③

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
直接的な働きかけ	一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援	不登校（傾向）状態にある児童・生徒自身やその保護者の相談窓口を一元化し、明確化するとともに、相談から支援機関への接続、継続支援の機関を担う機関を設置する。また、フリースクールの利用に係る補助金の周知を行う。				
	VLP（バーチャルラーニングプラットフォーム）の運営による居場所の確保	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→評価・見直し	見直しに基づく実施	継続	
		仮想空間上の居場所スペースであるVLPを立ち上げ、運営員や心理相談員等を配することで自宅を出ることが難しい児童・生徒が社会に接する窓口とする。授業のオンライン配信の提供も推進することで、学びの保障も行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→評価・見直し	見直しに基づく実施	継続	

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
学習支援	放課後こども教室における自主学習支援	放課後こども教室において、クラスや学年を超えた新しい仲間と様々な体験や活動ができる環境を整えるとともに、利用児童の自主学習の支援を行い、学びの保障を行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		モデル実施	実施	→継続		

3 教育委員会以外の区の取組（新規）

事業名	事業内容及びスケジュール（年度）				
不登校児童・生徒情報の一元化と関係機関をつなぐネットワークの構築	事業内容及びスケジュール（年度）				
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	検討	検討	実施準備	実施準備	実施
義務教育後の支援等	事業内容及びスケジュール（年度）				
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	実施準備	実施準備	実施	継続	継続

大田区立学びの多様化学校 みらい学園中等部・初等部について

**大田区教育委員会事務局 指導課
指導企画担当課長 木下 健太郎**

大田区不登校対策アクションプラン

(令和6年度～令和10年度)



令和6年4月
大田区教育委員会 20240417版

不登校とは…

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で、連續又は断続して30日以上欠席した者。

(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く)

(文部科学省「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の手引き」より)

大田区立学びの多様化学校分教室

大田区立御園中学校「みらい学園中等部」

大田区立大森第四小学校「みらい学園初等部」

学びの多様化学校とは

特別の配慮を要する生徒の実態に配慮した教育を実施するために、特別の教育課程の編成が文部科学省で認められる、**学校**である。

- 正規の教員が配置される
- 学習指導要領の内容を適切に取り扱う

分教室とは

一般的に、本校から分離し、他の建物の一部を使用して設置する教室である。

- 本校は、**御園中学校、大森第四小学校**
- 旧池上図書館、
旧大森東四丁目センターの建物を使用

他の機関との違い

- 教育支援センター「つばさ教室」との違い
→学籍は本校になる。
分教室で卒業を迎える。

- フリースクールとの違い
→費用の多くは公費負担。

「みらい学園」対象生徒

- (1) 大田区立学校に在籍している児童・生徒
- (2) 心理的に不安の傾向等があり、連續または継続して30日以上欠席した不登校生徒
- (3) 分教室入退室検討委員会が適当と認めた児童・生徒

<通学について>



徒歩 または
公共交通機関

※通学定期を利用可

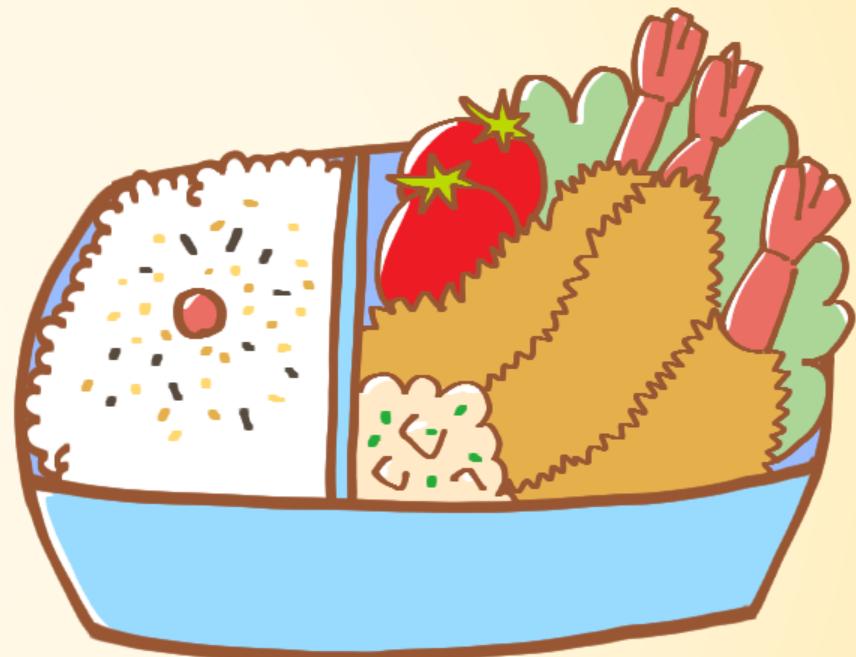
(在学証明書を本校から発行)

※初等部は、原則として保護者の
送迎が必要



<給食について>

弁当持参
登校時に購入も可



大田区立学びの多様化学校分教室
大田区立御園中学校
「みらい学園中等部」

通称 大田区立御園中学校
みらい学園中等部

①授業時数の配慮

- 年間総授業時数を980時間に削減
- ※国・数・英は個別学習の時間を含む
- 総合的な学習の時間と特別活動を合科的に扱う「キャリア教育」を実施

領 域	各教科	学 年	1	2	3
		国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140	
	数 学	140	105	140	
	理 科	105	140	140	
	音 楽	45	35	35	
	美 術	45	35	35	
	保健体育	105	105	105	
	技術・家庭	70	70	35	
	外国語(英語)	140	140	140	
	小 計	895	875	875	
	道徳 科	35	35	35	
キャリア	総合的な学習の時間		50	70	70
	特別活動				
	総 計		980	980	980

②登校時刻の配慮

○午前9時までに登校

○午前3時間、 午後2時間の時間割

○下校は午後3時35分

<標準服について>

御園中学校の標準服が基本

**生徒の実情に応じて、
これまで在籍していた
学校の標準服や私服も可**



大田区立学びの多様化学校分教室
大田区立大森第四小学校
「みらい学園初等部」

通称 大田区立大森第四小学校
みらい学園初等部

①登下校の時刻

○午前9時から9時45分
までに登校

○下校時刻は原則17時

9:00~ 9:30~9:45	集合・のびのびタイム(好きな運動でのびのび遊び)
1 10:00~ 11:00	生き物に触れ、育てる時間(理科)
2 11:15~ 12:15	じっくり物語や詩を味わう時間(国語)
昼 12:15~ 13:15	昼食・昼休み
3 13:15~ 14:15	おおたの未来づくり (新教科)
4 14:30~ 15:30	みんなで深める算数
個別 15:30~ 16:00	自分のペースで国語
16:00~ 17:00	クールダウン ソーシャルスキルトレーニング

②授業の特色

○1 単位時間は60分
※適宜休憩を含む

○本区の独自教科
「おおたの未来づくり」
を実施

時間	月
9:00~	集合・のびのびタイム(好きな運動でのびのび遊び)
9:30~9:45	ウォームアップ
9:45~10:00	
1 10:00~11:00	生き物に触れ、育てる時間(理科)
2 11:15~12:15	じっくり物語や詩を味わう時間(国語)
昼 12:15~13:15	昼食・昼休み
3 13:15~14:15	おおたの未来づくり (新教科)
4 14:30~15:30	みんなで深める算数
個別 15:30~16:00	自分のペースで国語
16:00~17:00	クールダウン ソーシャルスキルトレーニング

③個別学習の時間

本人の進捗状況に合わせた30分間の個別学習を実施

国語、算数等
タブレットの活用

時間	月
9:00~	集合・のびのびタイム(好きな運動でのびのび遊び)
9:30~9:45	ウォームアップ
9:45~10:00	
1 10:00~11:00	生き物に触れ、育てる時間(理科)
2 11:15~12:15	じっくり物語や詩を味わう時間(国語)
昼 12:15~13:15	昼食・昼休み
3 13:15~14:15	おおたの未来づくり (新教科)
4 14:30~15:30	みんなで深める算数
個別 15:30~16:00	自分のペースで国語
16:00~17:00	クールタウン ソーシャルスキルトレーニング

④おおたの未来づくりの実施

「おおたの未来づくり」の目的

未来を創造するための見方・考え方を
働き、実社会で活躍する様々な人など
と連携して、「探究」と「創造」を往還
しながら発展していく学習過程において、
よりよい未来をつくるための創造的な資
質・能力を育成する。

④おおたの未来づくりの実施

<主な内容>

- 社会で活躍する人たちから児童にボランティア活動等の協力依頼等をしてもらうことで、地域の未来づくりに参画したいという意欲や好奇心をもって学習活動に取り組むことができるようとする。
- 自身の活動が企業や地域に役立ったという実感から、自己肯定感の涵養を行う。

「学びの多様化学校」との最大限の連携・活用を目指す SSW の活動

日本学校ソーシャルワーク学会 全国大会 第18回 埼玉大会
課題研究【第2分科会】

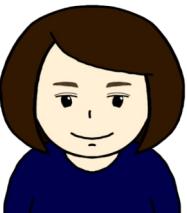
「不登校対応の課題とスクールソーシャルワーカーの活動」

2024/8/25

谷川 由起子

八王子市教育指導課

統括担当スクールソーシャルワーカー
(社会福祉士・公認心理師)



東京初の中核市・八王子市

- 東京都心から西へ約40km、新宿から電車で約40分
- 186.3 km² 都内面積ランキング2位(1位は奥多摩町)
- 大正6年(1917年)の市制施行から、平成29年(2017年)で100年
平成27年(2015年)4月に、東京都初の中核市となった。
- 人口約56万人、平均年齢48歳、0歳～14歳人口約10%(令和6年6月末現在)
都内人口ランキング8位※東京都HPから(令和4年1月1日現在)
- 市内に21の大学・短大・国立高専があり、約90,000人の学生が学んでいる。
- 市立学校107校
(小学校69校・中学校37校うち1校に夜間学級設置・義務教育学校1校)

	最大学級数	最小学級数
小学校	26学級(2校)	6学級(12校)
中学校	16学級(1校)	3学級(3校)

特別支援学級除く・令和6年5月1日現在

義務教育学校	学級数
前期(1～6年)	28学級
後期(7～9年)	11学級



路線図出典:駅すぱあと for web

八王子市スクールソーシャルワーカー活用事業

- 2010(平成22)年4月から開始
当初は2名→2013(平成25)年度から3名→2014(平成26)年度・やまゆり教室設置に伴って、教育センターから高尾山学園に拠点を移動→2017(平成29)年度から4名→
2019(令和元)年度から6名→2020(令和2)年度から10名→
2022(令和4)年度13名→2023(令和5)年度から15名
- 学校担当SSW(学校への窓口)+ケースごとの依頼派遣型
※個別ケースの担当は、受理会議において、学校担当に関係なく全SSW15名の中から決定する。
- **学校だけでは対応困難なこと全般を担当**(不登校・いじめ、いじめに起因する不登校や転校・集団不適応・知的障害・発達障害・身体障害・校内での粗暴な行動・自傷行為・希死念慮・虐待・養育困難・DV・性被害・ヤングケアラー・経済困窮・安否確認不可能・学校と保護者の対立・性別にまつわること・進路選択…)

高尾山学園を
市の不登校対策の
中心拠点に

個別ケースへの対応

- ・直接的支援
- ・後方支援的(拒否的な保護者等)
- ケース会議、関係者会議
- 関係機関の活用

学校との継続的連携

- ・不登校児童・生徒の情報共有
- ・校内委員会、いじめ対策委員会等の出席
- ・研修(不登校、いじめ、特別支援、自傷行為等)

医療機関との連携

(児童精神科、療育機関等)

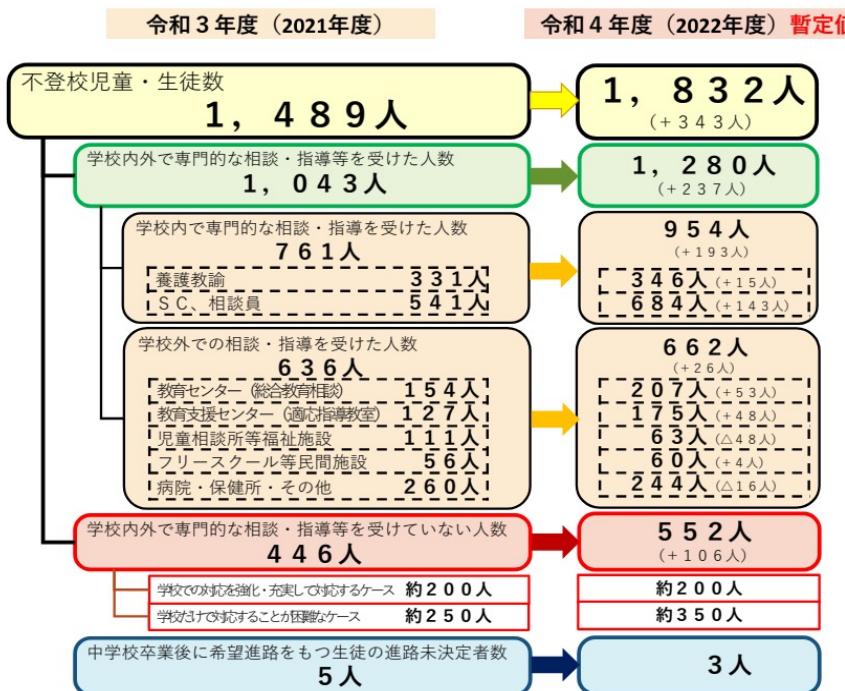
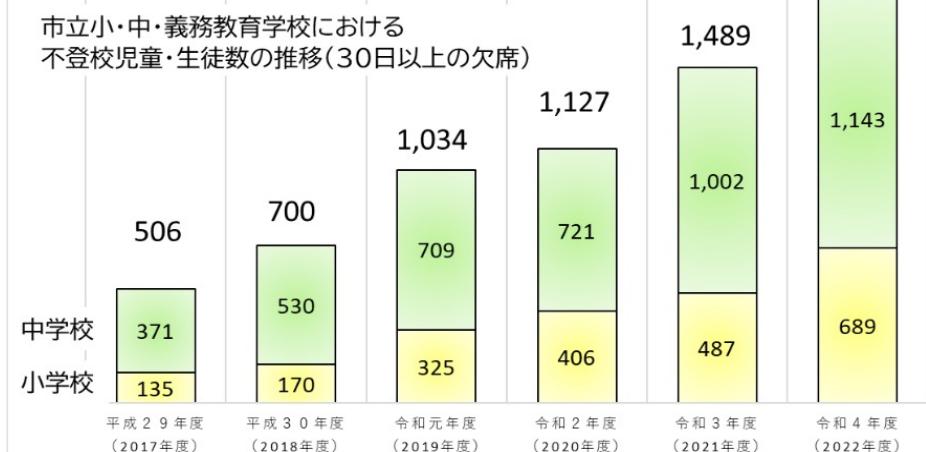
- ・日々の様子と治療方針の共有
- ・退院支援
- ・医師からの依頼によるケースへの介入

緊急支援

八王子市不登校総合対策「つながるプラン」(抜粋)

八王子市の不登校の現状と課題

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」等各種調査より



※「不登校児童・生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的原因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」を指す。

【関連施策(一部)】

- 別室指導の充実、校内別室指導支援員(東京都事業)の活用
- 各校の登校支援コーディネーターとSSWの連携
- 不登校児童・生徒の出欠席や支援の状況等を隨時記録・共有する「個票システム」の活用
- バーチャル・ラーニング・プラットフォーム(東京都事業)を活用
- フリースクールとの連携
- 「出席の取扱いに関するガイドライン」策定
- 市立給食センター、図書館、児童館等との連携による居場所づくり
- 夜間学級における不登校生徒の受け入れに向けた取組を拡充

- 中学生の不登校生徒が多い。
- 小学生(特に高学年)の不登校児童の増加率が高い。

→本市において不登校への対応はまさに喫緊の課題

- 学校内外で専門的な相談・指導を受けた人数は増加しているが、専門的な相談・指導を受けていない人数も増加している。

- 専門的な相談・指導を受けていない人数のうち、学校だけで対応することが困難なケース(「学校とのつながりが途切れがち」「ひきこもり傾向にある」「最近の様子や状況を把握することが困難」に分類される人数)が増加している。

→学校内の相談・指導体制を強化するとともに、学校外に相談・指導を受けられる機会を拡充することが必要

- ほとんどの生徒が希望する進路(進学や就職など)を決定しているが、中学校卒業後に進路未決定であった人数が0人になっていない。

→義務教育修了後に希望する進路がある生徒の、進路決定に徹底して寄り添い、支援する取組を推進することが必要

- ・ 不登校児童・生徒(※八王子市内在住者に限る)のための体験型学校
- ・ 転校準備のための適応指導教室「やまゆり教室」を校内に設置し、一定の転校準備プロセスを経て、随時(8月と3月を除く毎月)転入できる。転校を決める前に、高尾山学園の授業や生活(学活・給食等)を体験できる。
- ・ 可能な限り、他の市立学校と同様の教育課程で、柔軟な学びを実現している。
 - ・ 時数軽減(約7割)+中学校でも1コマ45分間
 - ・ コース別学習(中2と中3:B(Basic)コース/C(Challenge)コース)
 - ・ 高尾タイム(主に国語の力をつける15分間の学習)
 - ・ 「講座」(体験的学习、火曜・木曜午後)
 - ・ 補習体制、教材の工夫、ICTの活用
- ・ 学園四季祭+年3回程度の校外学習、プレイルーム企画(毎月・「誰でも一度はヒーローに」)
- ・ 校内の「居場所」の充実:プレイルーム、相談室、保健室、放課後カフェ(年間5回程度)
- ・ 中学卒業後進学率 平均97.5%(半数以上はチャレンジ校・サポート校へ)
- ・ 校内に教育委員会組織が設置されている(適応指導教室と相談室運、転入学支援、SSW拠点)。



高尾山学園校章

学びの多様化学校「八王子市立高尾山学園」

生活時程	月	火	水	木	金
読書・学活 9:30-9:50	○	○	○	○	○
①9:55-10:40	○	○	○	○	○
②10:50-11:35	○	○	○	○	○
③11:45-12:30	○	○	○	○	○
昼食・昼休み 12:30-13:25	○	○	○	○	○
④13:25-14:10	○	講座	○	講座	○
⑤14:20-15:05		講座		講座	○
清掃・学活 15:05-15:25	○	講座前・清掃なし	○	講座前・清掃なし	○
高尾タイム(帰り学活にて15分間)	○	○	○	○	

	在籍児童数	学級数
小学4・5年生	3	1
小学6年生	7	1

↑在籍児童・生徒数は令和6年4月1日現在→

	在籍生徒数	学級数 (少人数指導 学級数)
中学1年生	5	1
中学2年生	22	1(2)
中学3年生	39	1(3)

	年間・転入児童・生徒数
小学部	9(7~19)
中学部	24(17~46)

()は、過去8年間の最少～最多年間・転入児童・生徒数

高尾山学園とスクールソーシャルワーカー

①高尾山学園を、市立学校の1校として支援する。

□高尾山学園に在籍する児童・生徒を支援する(ケースごとの直接的/間接的支援)。

◎高尾山学園に転入した児童・生徒=

「学校に通うことが苦手(だった)・嫌い(だった)・困難な(困難だった)子」

「学校生活を取り戻すためには、他の学校への転校・再スタートが必要だった子」

・長期化し、こじれた不登校、不登校の背景や要因が多様で複雑、根本的解決は困難である。

・学校への適応に困難を抱えている。

・ほぼ全員に不登校による学習空白がある。

→転入によって環境が調整できた後も、不登校が再発しやすい。

・傷ついた経験を抱え、周囲との関係性が苦手な児童・生徒同士が、学校生活を取り戻していく場であり、教育・福祉・医療が連携した、きめ細やかな支援を必要とする場合が多い。

◎高尾山学園の先生方にとっても、「困難な背景を抱える児童・生徒が転入してきても、転入後も、SSWが一緒に対応してくれる」と、心強く感じられる。

□ 高尾山学園を組織として支援する。

・校内委員会や学校いじめ対策委員会、児童・生徒の情報共有に参加し、共に考える。

・校内研修を担当する。

②高尾山学園を、重要な社会資源として活用する。

他校在籍児童・生徒の不登校を改善するために、高尾山学園につなぐ。

③校内適応指導教室「やまゆり教室」に通級している、他校児童・生徒を支援する。

- ・在籍校とのつながりが途絶えがちな児童・生徒が、やまゆり教室に通級していることがある。
- ・やまゆり教室に通っているすべての児童・生徒が高尾山学園に転入するわけではない。
- ・やまゆり教室通級が途絶えて高尾山学園転入につながらず、現在の学校での不登校状態が続く児童・生徒は、ひきこもり状態の長期化や深刻化等、より困難な状況になるリスクが高い。SSWが その児童・生徒の在籍校と連携の上、アウトリーチ的な支援をおこなうことが必要とされる。

スクールソーシャルワーカーが高尾山学園を拠点としたメリット

8

- ・ 高尾山学園をよりよく知ることができた。
- ・ 自信を持って高尾山学園を紹介し、「私の席がある学校」として他校の子どもをつなぐことができるようになった。
- ・ 高尾山学園に「合わなそうな子」も分かるようになった。
- ・ 転入前の情報共有と、転入後のフォローが丁寧にできるようになった。
- ・ 高尾山学園教職員と日々顔を合わせることにより、密接な相互連携が促進された。
- ・ 学校文化や教職員の動き方、校内組織に関する、SSW の理解が深まった。「これって何？」「こういう時ってどうするの？」と聞ける関係◎

唯一のデメリット「市の北側と東側が遠くなつた」を遥かに超える、大きなメリットがある。

他校の児童・生徒の保護者に名刺を渡す際、「なぜ高尾山学園の人が来たの？」と誤解させないように、注意する必要はある。